

分譲住宅の買戻特約登記の抹消について

公社から購入した土地・建物の買戻特約登記抹消をご希望の方は、以下により手続きをしてください。

手続の流れ

1 公社までご連絡

事業推進課 買戻担当 TEL 048-829-2132

その際、下記についてお伺いします。

- (1) 物件所在地（住宅番号）
- (2) 名義人名 … 当初の名義人から変更（相続や売買等）がある場合（※）は、変更後の名義人名も教えてください。

※ 所有権移転を確認できる謄本等（相続手続中の方は、遺産分割協議書）の写しを提出（FAX）してください。

<事業推進課 買戻担当 FAX 048-825-1824>

- (3) 関係書類（※）を受取になる方

ア 名義人

イ 代理人（司法書士等）… 委任状（公社標準様式参照）が必要になります。

様式はこちら → [委任状](#)

※ 当社が発行する抹消手続に必要な書類

- ・登記嘱託書（買戻特約登記済証）
- ・委任状
- ・登記原因証明情報 ほか

(4) 関係書類の受取方法

ア 郵送 … 切手470円分をご負担いただきます。郵送先が物件住所と異なる場合は、その住所も教えてください。

イ 直接 … 本社（さいたま市浦和区仲町3-12-10）に直接取りに来ていただきます。

(5) 連絡先（日中連絡がとれる電話番号）、その他

2 関係書類の受取

公社内の決裁（2～3営業日程度かかります。）後、

(1) 郵送の場合 ① 公社から、「受領書」を郵送します。

② 「受領書」がお手元に届きましたら、記名押印（認め印可。共有名義の場合、代表者1名で結構です。）のうえ、切手470円分、「委任状（代理人の場合のみ）」を添えて、公社に返送してください。

③ 「受領書」が公社に届きしだい、関係書類を特定記録郵便でお送りします。

(2) 直接の場合 ① こちらから、お電話を差し上げます。関係書類を受取に来られる日時の調整をさせていただきます。

② 身分証明書（運転免許証など、氏名・住所・顔写真等が記載されているもの）、認め印、「委任状（代理人の場合のみ）」を持参のうえ、本社4階 事業推進課までご来社ください。

3 法務局にて抹消手続

注意事項

- 公社では抹消手続は行いませんので、具体的な抹消手続方法等については法務局または司法書士等にご相談ください。
- 法務局における抹消手続に関する費用は、名義人様のご負担となります。
- 登記完了後に、提出（返却）していただく書類はございません。

お問い合わせ先（郵送を希望される場合の受領書等の送付先）

〒330-8516

埼玉県さいたま市浦和区仲町3-12-10

埼玉県住宅供給公社 事業推進部 事業推進課 買戻担当

TEL 048-829-2132